

第 38 回財務省 NGO 定期協議 質問書

議題 1：途上国への気候変動対策の資金について～クールアース・パートナーシップや世界銀行の気候変動関連基金への出資等について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 中澤健一

背景：

本年 1 月に、福田首相は、ダボスで我が国の途上国への温暖化対策支援のための「クールアース・パートナーシップ」を発表した。5 年間で 1 兆 2500 億円を拠出する資金メカニズムを構築し、2008 年より運用開始するとされている。この資金メカニズムは以下のように「適応策」・「緩和策」支援から構成される。

1. 「適応」策・クリーンエネルギーアクセス支援：2,500 億円程度（概ね 20 億ドル程度）
2. 「緩和」策支援：1 兆円程度（概ね 80 億ドル程度）
 - 1) 「気候変動対策円借款」 5 年間で 5000 億円程度。支援対象事業・貸付額の決定及び日本の温暖化対策への支持要請を政策協議で行う
 - 2) 「民間プロジェクト支援等」 途上国における温室効果ガス削減のプロジェクトに対し、J B I C による出資・保証、貿易保険及び補助金等合わせて、民間資金も呼び込み、5 年間で最大 5,000 億円程度の資金供給を可能とする。

一方、日本は、米国・英国と共に主導し、他国間の新たな資金メカニズムである気候投資資金（CIFs）を設立し、世界銀行が管理・運営する予定と理解している。CIF については、日本が最大約 1300 億円、米国が約 2100 億円、英国も約 1700 億円を拠出表明している。以下は、その構成である。

- 1) 「Clean Technology Fund」 途上国の緩和策のための技術移転を目的。
- 2) 「Strategic Climate Fund」 主に適応策や森林対策やグリーンエネルギー。

質問：

1. 全体

いずれの資金メカニズムにおいても、UNFCCC での議論を先行して制度が構築され、今後の次期枠組を巡る国際交渉への影響、途上国の気候変動対策やエネルギー政策、地域社会に対しても大きく影響を及ぼすことが予想される。資金メカニズムの構築について、財務省も含め、日本政府はどのようなプロセスで意思決定を進めているのか。現在のプロセスは、日本や途上国の市民に対して十分な情報提供や協議、説明責任が十分に確保されていると言い難いと考ええる。今後、制度を構築するにあたっては、そのプロセスにおいて透明性を確保し慎重な制度構築をすべきと考ええるが、いかがか。

2. 支援対象プロジェクト

緩和対策のための技術移転は、途上国を脱化石燃料社会へ向けてシフトすることが求められるが、地元社会のエネルギー選択の主権に配慮し、地域分散のエネルギー社会を実現することを阻害してはならない。技術移転を目的として構築される上記の資金メカニズムは、巨額の補助金によるインセンティブが働きやすいが、事業選定の基準やプロセスによっては「高効率の大型石炭火力発電」などの事業が増

加し、結果として社会全体の化石燃料への依存を強化させることも懸念される。

「気候変動対策円借款」、「民間プロジェクト支援等」¹、「Clean Technology Fund」のそれぞれにおいて、対象となるセクター・事業、予算規模をご教示いただきたい。例えば、バイオ燃料、大型水力発電、原子力、石炭火力、道路建設は対象事業に含まれるか。あわせて事業選定の基準、とりわけ「クリーンエネルギー」の定義、および、事業選定のプロセスとステークホルダーへの情報開示についてご教示いただきたい。

3. 脱化石燃料社会に向けた取り組み

緩和対策のための資金メカニズムは、途上国での脱化石燃料社会実現が最大の使命であるが、これら資金メカニズムを管理・運用することになる世界銀行やJBIC等は、一方で化石燃料関連の事業への融資等支援を増大させているⁱ。これは基金設置の目的に対して明らかに矛盾しており、脱化石燃料化への取り組みの効果を相殺させかねない。我が国政府がこれら機関へ多額の資金拠出を行っていることは、我が国が掲げている「低炭素社会」の実現に向けた行動と矛盾し、公的資金の使途として効果的ではないと考えるが、財務省としては、これら機関の融資ポートフォリオを是正させる考えはあるか。あるとすれば、いつから実施されるかご教示いただきたい。

4. 技術移転とクレジット

技術移転事業による効果（温室効果ガス削減量等）の測定・開示・評価・モニタリングはどのように実施されるのか。また、削減された排出量に伴うクレジットは、将来日本の削減目標オフセットのために利用される可能性があるのかどうか。

議題2：途上国の最貧層を対象とした自然災害リスク軽減対策の一環としての天候保険の活用について 提案者：森田明彦（東京工業大学）

いわゆる、天候インデックス保険は、途上国における自然災害のリスクに対する補償制度として迅速性、客観性を有する優れた制度であると考えられますが、予想外の大規模な自然災害を対象とした場合には、保険料がきわめて高額となり、途上国の最貧層が保険料を自己負担する形では実施することはできません。そのために、世界銀行やNGOが協働して保険料の一部を負担したり、途上国の地方自治体が保険料を負担するなどの試みが世界各地で行われていると承知しています。

今後、この制度は途上国における「適応」対策、特に自然災害によるリスク軽減策として広く活用されていくと考えられますが、途上国の最貧層を対象とした天候インデックス保険を考えた場合、保険料を負担する国際的メカニズムを如何に設計していくか、および途上国における受益者（最貧層）に対する保険制度の周知、保険料の徴収の方法、保険金支払いとその活用方法などについては、十分な検討が必要であると考えます。

これに関連して、5月29日付の世界銀行のプレスリリースは、世界銀行のゼーリック総裁が「現在、貧

¹ 「JBIC アジア・環境ファシリティ」「アジア・クリーンエネルギー基金」「NEXI 地球環境保険」「国際エネルギー消費効率化事業」を含む

しい農民や国々を天候やサプライ・ショックから保護するために、インデックスと連動したヘッジや保険商品を導入するため、理事会と協議している」と述べたこと、6 月には天候デリバティブへのアクセスに当たり世銀を仲介機関として利用するという案が世銀理事会において検討される予定であることを明らかにしています。

先ず、この世界銀行の動きに対して、財務省はどのような対処方針で臨んでいるのかをお尋ねしたいと思います。

質問 1

天候インデックス保険の保険料負担の国際的スキームという観点から、世界銀行が設立した Global Fund for Disaster Reduction and Recovery (GFDRR)、Global Insurance Index Facility (GIIF)、そしてこのたび設立された 12 億ドルの融資制度、その他の気候変動関連基金について、財務省はどのような方針を持っているのでしょうか？

質問 2

天候インデックス保険の保険料負担という観点から、先進国がその一部を負担すべきというミクロネシア連邦政府の提案、国際的排出権取引市場を通じて保険料を徴収すべきとするミュンヘン再保険会社の提案などがありますが、財務省としては、世界銀行、アジア開発銀行などを通じて、どのような制度を実現しようとお考えなのでしょうか？

質問 3

途上国の最貧層を対象とする天候インデックス保険の保険料の国際的負担について、私は、先進国政府が ODA の一部として支出するだけでなく、先進国における企業および個人による寄付によって一部を充当するような制度が望ましいと考えています。具体的には、途上国の最貧層を対象とする天候インデックス保険のための国際的な保険料基金が創設された場合、同基金に対する資金供与は税控除の対象とすることで、日本国内の企業および個人の自発的協力を促すことは、地球環境問題に対する国民的な自覚と取り組みを促進する上でもたいへん有効ではないかと考えます。

また、途上国における受益者、特に最貧層の参画を促す上で、現地の Micro Finance Institution (MFI) や NGO、地方自治体を活用すべきものと思います。実際に、国際的な金融機関 (HSBC など) はすでに途上国において MFI と協働していますが、そのような実例を広く日本国内の金融機関、商社等に周知するために、世界銀行やアジア開発銀行と協力して、国内でセミナーを開催することは有効な手段であると考えますが、財務省としてはどのようにお考えでしょうか？

議題 3：アジア開発銀行セーフガード政策改定について

提案者：福田健治（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ事務局長）

背景：

アジア開発銀行 (ADB) は、2005 年からセーフガード政策（環境政策、非自発的移転政策、先住民族政策）の改訂に取り組んでいる。2005 年 10 月にディスカッション・ノートが発表された後、NGO から

の批判を受け業務評価局による上記政策の評価が行われ、2007 年 10 月に新たなセーフガード政策ステートメントのドラフトが発表された。ドラフトに基づきパブリックコメントの募集と世界各地での協議会が行われた。東京でも 4 月 22 日に協議会が開催された。一連の協議会日程が終了した 4 月 23 日、ADB は、予定になかった第 2 ドラフトの作成とこれに基づく追加協議会の開催を発表、現在第 2 ドラフトの準備が進められている。

既に 10 月の第 1 ドラフトについては、日本でも 1 月の NGO・財務省定期協議や 4 月の東京協議会で議論されている。今回の協議では、今後のプロセスの他、これまで議論の焦点となってきたいくつかの論点について議論させていただきたい。なお、第 1 ドラフトへのメコン・ウォッチの見解については、4 月 22 日の東京協議会で提出したコメントをご覧いただきたい (ADB のサイトからダウンロード可能である)。

質問：

1. 第 2 ドラフトとその後の W ペーパー・R ペーパー作成のスケジュールと、第 2 ドラフトに関する協議会開催の計画について教えていただきたい。
2. 日本政府ないし日本理事室は、第 1 ドラフトに対するコメントを ADB 事務局に提出したか。提出した場合、その内容を教えていただきたい。また、今後理事会に対して、外部からのコメントへの対応に関する ADB 事務局の方針や第 2 ドラフトの案についてブリーフィングが行われる予定はあるか。
3. 以下の各論点に関する財務省の見解を伺いたい。
 - ・ 4 月 22 日の協議会において、社会面のセーフガードにおいて重要な役割を有する他の政策・業務マニュアル（ジェンダー、社会的側面の統合など）が第 1 ドラフトに反映されていないと指摘したところ、ADB のスタッフは、今回の改定のスコープは環境、非自発的住民移転、先住民族の 3 つの政策の統合に限られると回答した。また、今回の政策はエネルギー、森林、水などの他のセクター政策に含まれるセーフガードの側面を十分統合していない。
 - ・ カテゴリー A および一部のカテゴリー B の事業について環境アセスメント報告書の概要を理事会による事業検討の 120 日前に公開すべきとする、いわゆる 120 日ルール of 撤廃が提案されている。
 - ・ 環境セーフガード政策のスコープが「環境影響」に限られている一方（Attachment A, para. 3）、土地取得を伴わない社会影響に対する対処が環境セーフガード政策に委ねられており（Attachment B, para. 9）、政策案の下では土地取得を伴わない社会影響に対して何の手当もなされていない。
 - ・ 非自発的住民移転に関するセーフガード政策案において、Negotiated Settlement が採用される場合に適用される条項が明らかでない。

議題 4：ADB アカウンタビリティ・メカニズムの申立て期限について

提案者：福田健治（特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 事務局長）

背景：

アジア開発銀行（ADB）は、被影響住民からの異議申立てを受け付けるアカウンタビリティ・メカニズムを 2003 年に設置した。同メカニズムは、問題解決を目的とする協議フェーズと、政策遵守確認を目的とする遵守調査フェーズからなる。両フェーズとも、異議申立ての申立て期限を、事業完了報告書（PCR）発行時点と定めている（Special Project Facilitator Operating Procedure, para 22 (iv), Operating Procedures for the Compliance Review Panel, para.6 (iv)）。事業完了報告書は、「事業

の物理的な完成・操業開始から1、2年以内にADBによって発行される」。

この規定により、事業の完成後も未解決の問題を抱える被影響住民でも、PCR 発行後は、問題解決メカニズムにアクセスできないことになる。

ADB 融資によって建設されたカンボジア国道1号線改修事業（以下、本事業）において、この懸念が顕在化している。本事業は1998年に理事会によって承認され、道路改修工事は2004年初頭までに終了した。しかし、2004年から2005年にかけて実施された事業監査によって大半の被影響住民が当初約束された土地・家屋などへの補償を手にしたのは2006年で、その後も現地NGOを通してADBに被影響住民から補償に関する苦情が寄せられる動きはやまなかった。2006年6月にNGOが約300件の未解決事例をまとめてADBに提出して以来、ADB・カンボジア政府・NGOによる交渉がくりかえされた。NGOは、主な働きかけだけでも、2007年1月、2月、3月、11月、2008年1月、3月に、書簡や三者会合の席を通して未解決補償問題が多く存在することを指摘し、住民から収集した苦情の根拠を適宜ADBに提出してきた。2008年5月末の時点で、現地NGOの元には213世帯分の未解決事例が存在する。

このように、いまだに問題解決を求めてカンボジア政府やADBと交渉中の移転住民が残っている。しかしADBは2007年12月に事業完了報告書を発行してしまった。現地NGO（カンボジアNGOフォーラム）が、2008年3月11日付書簡を通してADBに対して、三者会合の席で未解決事例への合意が形成されるまでPCRを撤回すべきであると提言したが、ADBは同年3月21日付書簡でPCR発行は正当であると回答している。

この結果、2007年7月に特別事業ファシリテーター（SPF）への申し立てを行った63世帯については、現在でも問題解決の手続きが進められているが、残る約200世帯は、アカウントビリティ・メカニズムを利用することができなくなってしまった。

質問：

上記の通り、ADB事業による環境社会影響は、事業の物理的完成から1、2年で全て解決されるとは限られない。したがって、PCRの発行後は申立てをすることができないという現行アカウントビリティ・メカニズムの規定では、被影響住民が抱える問題に十分対処することができない。

したがって、以下のいずれかの方策が採られるべきであると考えるが、財務省はいかがお考えか。

- ・ アカウントビリティ・メカニズムの政策改定の際に、申立て受付期限を撤廃し、PCR発行後も異議申立てを受け付ける²。
- ・ 事業が物理的に完了し、操業を開始して1、2年が経過しても、事業の環境社会影響について重大な未解決の問題が残っている間は、PCRを発行しない。

議題5:アチェ・ラファージュ SAI セメント工場再建プロジェクト(アジア開発銀行融資 Project Number: 39932) の環境影響評価 (EIA) の問題点について

提案者：寺嶋悠（アジア開発銀行（ADB）福岡NGOフォーラム運営委員）

（背景）2007年4月、アジア開発銀行（ADB）理事会は、津波で被災したインドネシア・アチェのラファージュ PT セメン・アンダラス・インドネシア（Semen Andalas Indonesia =SAI）セメント工場再建

² 国際金融公社のコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマンは、問題解決のための被影響住民からの申立てについて、期限を設けていない。

のために、4,500 万米ドルの民間セクター融資を承認した。プロジェクトの主な目的は、アチェ復興における大規模基盤再建活動に安定した価格のセメントを継続的に供給することなどである。プロジェクトにはセメント工場の再建に加えて、石炭火力発電所や港湾設備の建設も含まれている（事業の概要については、資料 1 を参照）。

ところが、このプロジェクトの承認の前提となった環境影響評価（EIA）に対して、被影響住民や地元 NGO が多くの問題点を指摘している。EIA の主な問題点は、以下の通りである（EIA に対する詳細な分析は、資料 2 を参照）。

- セメント工場の被災前の管理・操業が引き起こした環境社会影響を十分に検討し教訓化していない。
- プロジェクトが周辺地域の住民、とりわけ女性の生活や生計にもたらす影響についてきちんと調査していない。
- 近隣のカルスト生態系に対する調査が不十分である。
- EIA 報告書（全文）が、被影響住民や地元 NGO に理解しやすい言語（インドネシア語）で、ADB 理事会の融資承認前に十分に検討が可能な形では公開されず、被影響住民が参加する、意味のある協議も実現しなかった。

したがって、プロジェクトの現状は、ADB の環境配慮、非自発的住民移転、情報公開、女性と開発のそれぞれの政策に違反している疑いがもたれる（政策違反の疑いに関する詳細は、資料 3 を参照）。

被影響住民は、地元 NGO の協力を得つつ、ラファージュ SAI セメント工場（事業者）に対して、プロジェクトの環境社会上の問題点を何度も指摘してきている。また、国内 NGO を通じて、ADB 事務局・総裁や理事にも同様の問題点を伝えてきたが、2008 年 6 月 5 日には、ADB 事務局・総裁をはじめ、各国理事、プロジェクト担当者に宛てて、EIA のやり直しなどを求める書簡を提出した。事業者は、これまでのところ EIA のやり直しには消極的な一方、準軍事組織に被影響住民対策を依頼するなど、真摯な話し合いで問題を解決しようとする姿勢が十分に見られない。ADB 事務局からも、現在のところ目立った対応はない（プロジェクトをめぐる出来事の詳細については、資料 4 を参照）。

以上の背景をもとに、以下の点を財務省と協議させていただきたいと考える。

（質問 1）現在の EIA は多くの点で不十分であり、ADB は事業者に対して EIA のやり直しを働きかけるべきだと考えるが、財務省の見解はどうか。

（質問 2）現在、事業者が準軍事組織に住民対策を依頼するなど、被影響住民や地元 NGO が事業者と適切に協議できる状況になく、ADB は事業者に対してこうした現状の改善を働きかけるべきだと考えるが、財務省の見解はどうか。

（質問 3）2008 年 3 月末、NGO 代表が ADB のプロジェクト担当者と本件について協議した際に、同担当者は ADB の融資が実効には至っていないと発言した。その後も融資が実効になったとの連絡は受けていない。そこで ADB は、EIA が改訂され、環境社会上の懸念が適切に配慮され、被影響住民らが事業者と

きちんと協議ができる条件が整うまで、融資の実効を宣言すべきではないと考えるが、財務省の見解はどうか。

以上

資料1：アチェ・ラファージュ PT セメン・アンダラス・インドネシア（SAI）セメント工場再建プロジェクト（ADB 融資）ファクトシート

資料2：アチェ・ラファージュ SAI セメント工場再建プロジェクト（ADB 融資）環境影響評価（EIA）分析

資料3：アチェ・ラファージュ SAI セメント工場再建プロジェクト ADB 環境社会セーフガード政策違反の疑い

資料4：アチェ・ラファージュ PT セメン・アンダラス・インドネシア（SAI）セメント工場再建プロジェクト：これまでの主な出来事

議題6：ラオス・ナムグム3水力発電事業（ADB）

提案者：特定非営利活動法人メコン・ウォッチ事務局長 福田健治、ラオス担当 東智美

背景：

ナムグム3ダムは、ラオス・サイソムブン特別区に建設が予定されている440メガワット（2,000ギガワット時/年）の水力発電ダムで、2013年の操業を目指して準備が進められている。同事業によって、貯水池の上流部に位置する村の71世帯、500人が移転させられる他、水田や放牧地の水没、魚の回遊ルートへの遮断、水生生物の生息地の破壊、水量が減少するダム下流の約2,000人の住民の生活への影響などが懸念されている。

また、ナムグム川には、1970年から操業しているナムグム1ダムに加え、建設中のナムグム2ダム、調査中のナムグム4ダムおよびナムグム5ダムなど、多くのダム建設計画が進められている。さらに、ナムグム川の流域では、プービア（Phu Bia）金鉱山会社による鉱山開発事業も行われており、これらの開発事業による累積的な影響も懸念されている。

ADBは、日本特別基金（JSF）を通じて、「ナムグム3水力発電プロジェクトのための累積的影響評価（CIA）の準備」（LA040514-01）のために、983,000ドルの技術支援を行った。また、2008年4月1日に、「ナムグム川流域開発セクタープロジェクト」（Loan 1933 Lao）のために、アジア開発基金から1500万ドルの融資が決定された。後者は、（1）ナムグム川流域の総合水資源管理、（2）貯水池管理と流域モデリング、（3）流域管理を行うものである。さらに、ADBは、「GMS: LAO Nam Ngum 3 Hydropower Project」（Project Loan: 41592-01）のために、通常資本財源から4700万ドルの融資を検討している。

質問：

1. 2008年2月8日に、ナムグム3水力発電事業のコンサルテーション・ワークショップが開催されたが、EIAのドラフトは公開されず、コンサルタントがEIAの概要についてプレゼンテーションを行っただけであった。これでは、ADBの政策は満たされておらず、同事業への融資はできない。EIA

のドラフトを公開した上で、再度、コンサルテーションを開催すべきだと考えるが、今後どのようなプロセスで融資の判断が行われるのか。

2. JSF を使って実施された CIA では、これらの事業者が協調して流域管理を行うためのナムグム川流域委員会の設置が提案された。ナムグム川流域には中国・タイ・日本企業などが関わるダム開発事業や鉱山開発事業がすでに承認・実施されており、2008 年 1 月 22 日にビエンチャンで開催された CIA のステークホルダー・ワークショップで、CIA を担当したコンサルタントや ADB のインフラ専門家も認めたように、すでに調印された契約に基づいて事業を進めている実施企業をコントロールすることは容易ではない。しかし、ナムグム川流域の水資源管理やモニタリング体制の確立、開発事業者の協調は重要な課題であり、ナムグム川の流域管理の体制が整備されることが、ADB がナムグム 3 水力発電プロジェクトの融資をする場合の前提になると考える。日本政府としては、同事業に ADB が関与する要件について、どのような見解を持っているか。

議題 7：西セティ水力発電事業について（ADB、IFC）

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

現在、ネパール西部のセティ川に 750MW のダムを建設し、インド北部に送電することを目的として西セティ水力発電事業が計画されている。ADB は、この事業に民間セクター融資、政治的リスク保証、公共セクター融資を検討している。今回は以下の点について議論させて頂きたい。

質問 1：

2008 年 4 月、GMR エナジー社がカルナリ川上流部で 300MW のアッパーカルナリ水力発電事業の建設を行うことをネパール政府より受注した（この事業のフィージビリティ調査は、1997 年に世界銀行の資金により Medium Hydropower Study Project の下で実施された）。西セティダムとアッパーカルナリダムが完成すれば、両ダムによる複合的な水量変化が発生すると考えられるが、ADB は西セティ水力発電事業の環境社会影響の確認に際して、アッパーカルナリダムによるカルナリ川の水量変化を考慮しているか。

質問 2：

2007 年 11 月には、案件形成のために 30 万ドルの技術支援(TA)を Regional Cooperation and Integration Fund から拠出することが承認された。この TA では、西セティ水力発電事業のマクロ経済への影響やネパール政府の財政への影響等が調査され、2008 年 6 月に報告書が完成する予定になっている。この TA では、750MW の規模を前提に調査しているのか、複数の代替案（例えば、ダムの規模を小さくした場合等）の影響は調査しているか。

質問 3：

2008 年 1 月、ネパールの水セクター専門家の Ratna Sansar Shrestha 氏は、西セティ水力発電事業の経済面の分析（参考資料）を実施した。この調査では、ネパール国内に原材料等の生産能力が乏しく輸入に頼らざるを得ないこと、大規模な借入れによる利子の支払いが大きいこと、他の案件と比較して政府へのロイヤリティが低いこと等を考慮した場合、750MW の大規模な西セティ水力発電事業は他の中小規模のダム建設事業と比較してネパール経済への貢献度が低いとの結論が出されている。この点について

ADB 及び財務省の見解を伺いたい。

参考資料：

Irrelevant Debate of Small vs. Big (Ratna Sansar Shrestha)

補足：このレポートは、2008 年 1 月に Institute of Foreign Affairs of Nepal から発行された Water Resources Management of Nepal: A Strong Means for Sustainable National Development に掲載されたものです。

議題 8：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電プロジェクト（IDA、IBRD、MIGA、ADB）

提案者：メコン・ウォッチ 松本悟・東智美

背景：

ナムトゥン 2 水力発電事業は、2008 年 4 月 10 日に工事用の迂回水路が閉鎖されて湛水が開始された。6 月には水門の閉鎖によって本格的な貯水が行われると聞いている。

2005 年 4 月 12 日に開催された財務省—NGO 定期協議の特別セッションで、石井参事官（当時）から、世界銀行の同事業への支援決定に際して、セーフガード政策の則ったプロジェクトの実施と、事業実施中の予期していなかった事態に適切に対応することを日本政府が強く求め、その実施を世銀に確認したとの説明を受けた。

しかし、メコン・ウォッチが 2008 年 4 月 26・27 日、同事業の移転村（Nakai Neua 村、Thalang 村、Sop Phene 村、Sop Hia 村、Sop Ma 村、Oudomsouk 村、Done 村、Nong Bua Sathit 村）を訪問したところ、訪問した村ではプロジェクトの社会開発計画（SDP）が適切に実施されていない現状が明らかになった。

質問：

1. メコン・ウォッチで訪問した村は全体の一部だが、同様の問題が他の村で起きている可能性も否定できない。これらの問題については、世銀・ADB に対して早急に適切な対応を取るよう求め続けるつもりである。一方で、融資決定の際の定期協議でモニタリングの重要性を強く認識され、最後まで責任を持って事業を監督すると述べていた財務省には、独自の情報収集に努め理事会等の場で積極的に事態の改善を働きかけて頂きたい。本日は、以下の問題点を共有した上で、こうした具体的な問題に対する財務省の見解、及び住民が抱える生計上の問題解決に向けた取り組みの可能性について伺いたい。

（１） 商品作物栽培の失敗と焼畑農業への転換

SDP には、移転地域での焼畑について、「…farmers remain desperately poor when practising these swidden systems and swidden cultivation will no longer be possible or allowed in the resettlement area due to pressure on land and forest resources. Thus, alternative land management and cropping practices must be developed…」(21.3.2) とあり、移転地域での焼畑は貧困につながると指摘している。その代わりに、NTPC は棚田での米作や、灌漑された農地での商品作物栽培を支援することになっているが、パイロット村から今年移転したばかりの村まで、補償農地での焼畑による米作が行われている。今回インタビューした村人の多くは、来年以降も米作を続けていくと考えていて、SDP に挙げられてい

る棚田を作る計画は、パイロット村を含め、どこの村でも実現していなかった。一方で、NTPC が推奨する商品作物栽培についても、栽培農家の増加に伴って価格が下落している。補償農地で今後も焼畑が続けられることになれば、休閑期間を置ける土地はないので、数年後には、土壌悪化などの問題が深刻になると推定される。

（２） 家畜の放牧地の不足

SDP には、「…the livelihood strategy, in recognition of the social and economic significance of the buffalo, the Resettlement area will be developed to allow both intensive livestock raising and extensive livestock grazing in the general resettlement area.」（21.8.2）とあるが、湛水が開始された 4 月現在も、移転住民のほとんどが、水没予定地で水牛や牛の放牧を行っていた。これは、移転地に十分な放牧地が確保されていないことを意味しており、ダムに水が溜められた後は、放牧地の不足が予想される。

（３） 未完了のバイオマスの除去

SDP には、「…in an effort to ensure reasonably good water quality in the first few years after impoundment, residual biomass (above and under ground) at Nakai Plateau must be removed as much as possible, particularly in those reservoir areas that will be permanently inundated during reservoir operation.」（24.5.1.1）とある。それにも関わらず、水没予定地では、林がそのまま残されている光景が目立った。このまま貯水池が作られれば、水質の悪化が予想され、ダムの水が流されるセバンファイ川の流域の住民の生計や、移転住民による貯水池漁業への影響が懸念される。

（４） 非木材林産物（NTFPs）へのアクセスの遮断

SDP には、「Current NTFP collection sites include those that would be flooded, and once resettled, villages would need to relocate their NTFP collection sites.」（23.4.5）とあるが、移転地の周辺には、NTFPs を採取できる場所は確保されておらず、多くの村では、NTFPs の採取は今も水没予定地で行われているため、水没後は採取が難しくなる。タケノコなどの NTFPs は、村人にとって貴重な食料であるばかりか、現金収入源となっているので、NTFPs が収穫できなくなることによる影響は大きいと考えられる。

（５） 住民移転事業の遅れ

4 月に湛水が始まったのにもかかわらず、ナカイヌア村では、まだ移転地に家が完成していない世帯があった。移転を完了した世帯でも、窓が取り付けられていないなど、家が完成する前に移転が行われた。また、小学校もまだ完成していない。ウドムスック村でも、数十世帯の住居が建設途中だった。元々住んでいた村を離れて 2 年が経つソップフェーン村でも、小学校が完成しておらず、子供たちは仮の校舎で学んでいる。移転計画が遅れたにもかかわらず、建設工事を優先し、移転が急がれた結果、移転住民に不便が強いられている。

2. 世銀および ADB は、融資の決定に際して NT2 水力発電事業への支援はラオス政府自身のマクロ経済政策や環境社会配慮政策の改善と一体的なものとして主張してきた。しかし、NT2 に関連して世銀・ADB が支援してきたラオスの環境社会配慮政策は、適切な運用が行われていない。この点について第 35 回

財務省－NGO 定期協議会でセカタムダムを事例に問題を指摘したところ、財務省からは、世銀・ADB はラオス政府に適切な情報公開を働きかける必要があるとの回答を得たと理解している。しかし、その後もセカタムダム事業の EIA 報告書や住民移転計画等の公開をラオス政府に働きかけるように世銀に求めたが、未だに公開されていない。NT2 以外の事業について、ラオスの環境社会配慮政策が適切に運用されるよう世銀・ADB はラオス政府に対して効果的な支援や働きかけを行うべきだと考える。試金石であるセカタムダムの EIA や住民移転計画の公開状況を把握しているのか。また、セカタムダムを含め、NT2 に関連して策定された環境社会配慮政策の適切な運用を具体的にはどのようにして支援・働きかけをしていくのか。

別添資料 1：ラオス・ナムトゥン 2 水力発電プロジェクト現地訪問（2008 年 4 月）報告

別添資料 2：世銀・ADB が支援したラオス環境政策の運用上の問題点

議題 9：ラファージュ・スルマ・セメント事業（インド）における IFC と ADB の対応について

提案者：市民外交センター 木村真希子

背景：

Lafarge 社のインド・メガラヤ州における石灰岩採掘および輸出用ベルトコンベアー建設 (Lafarge Surma Cement Project) に際して、①土地の不正譲渡、②土地の抵当権、③森林地における採掘と EIA における虚偽報告という 3 つの問題が指摘されており、第 36 回定期協議会で質問した。これに対して、2008 年 3 月に ADB が、2008 年 5 月に IFC がそれぞれ現地に視察団 (Review Mission) を派遣し、報告要旨による回答を受け取った。しかし、報告要旨では、第 36 回で提起した質問に関して、以下の不明点が確認される。

①土地の不正譲渡：ADB と IFC の報告要旨における土地問題に関する現状認識が異なっている。ADB の報告要旨では、村会議を含む伝統的意思決定機関を通してきちんとした手続きを踏んでおり、何も問題はないと述べている。一方、IFC は現地で原告の Shella Action Committee のメンバーと面会し、問題の存在は確認し、裁判の結果が出るまで IFC は対応を取れないと述べている。

②土地の抵当権：Lafarge 社の取得した土地が、海外金融機関との融資契約にあたり、抵当に入れた件について、前回の質問で以下の問題点を指摘した：

「関係当局である県長官 (Deputy Commissioner) が住民から LMMPL への譲渡、さらには LUMPL を通じて海外投資家への抵当を許可する前 (2006 年 3 月) に、抵当に関する契約書が Lafarge Surma Cement と ADB、IFC の間で交わされ、資金が拠出される。」

これに関して、IFC は電子メールを通じて「許可は州政府を通じて得ており、県長官の許可はそれを確認したものに過ぎない」と述べた。一方、ADB は「伝統的機関を通じ、現地の法制度に則って関係当局の許可を得ている」と視察団の報告要旨で述べている。

③森林地における採掘と EIA における虚偽報告：石灰岩採掘地およびベルト・コンベアー建設地が密林地区であるにも関わらず、Lafarge 社は土地の転用に際してインド国内法で必要とされる森林・環境省の許可を取っていなかった。そのため 2006 年 5 月、中央政府森林・環境局の役人が採掘現場を視察し、

2007 年 4 月、中央政府環境・森林省より、ラファージュ社に対して一時操業停止命令が出された。2007 年 11 月、ラファージュ社によるインドの最高裁判所への申し立てにより、最高裁が採掘再開を許可する仮命令を下した。しかし、この操業停止命令に至る過程で環境・森林省高官の視察により、Environmental Resources Management (ERM) 社が IFC に提出した EIA 報告書において森林地を荒地地 (wasteland) と偽るなど、虚偽の記載を行ったことが指摘された。

質問：

①土地の不正譲渡: Review Mission の報告要旨において、ADB は村会議 (Village Durbar) や村長 (Headman) からのヒアリング内容のみを記載しているが、IFC の報告要旨においては、村会議や村長と原告側の間に意見の違いがあることが記載されている。また、村長は Lafarge の現地子会社である Lum Mawshun Minerals Pvt Ltd. (LMMPL) の二人の株主の一人である。Lafarge 社の事業から多大な利益を受けている側のみの言い分を記載する ADB の報告は問題があると思うが、ADB の見解を伺いたい。また、ADB の対応に対する財務省の見解を伺いたい。

②土地の抵当権：IFC は「土地譲渡・抵当権に関する許可は前もって州政府から得ており、県長官の許可書はそれを確認したものに過ぎない」と回答しているが、カシ丘陵自治県において土地譲渡を管轄しているのは県長官であり、州政府による許可は越権行為である。IFC はどのような根拠をもって、県長官の許可が不必要であるという判断を下したのか、伺いたい。

また、ADB は、「伝統的代表機関を通じ、現地の法制度に則って許可を取る手続きがなされた」と報告しているが、どのように確認したのか根拠が示されていない。県長官の許可が工事の終了した 2006 年に出されていることを念頭に置き、何を根拠として正当な手続きがとられたと判断したのか、伺いたい。

上記の件に関して、IFC、ADB の対応に関する財務省の見解を伺いたい。

③森林地における採掘と EIA における虚偽報告：今回、IFC の報告要旨では、前回質問した EIA の不備に関する問題や、森林地の転換に関して一切報告がなされていない。この件に関して、視察団はどのような調査を行い、どういう結論に達したのか、伺いたい。また、もし森林問題に関して何も調査をしていないのであれば、調査が不必要であると判断した根拠を伺いたい。また、IFC の対応に関する財務省の見解を伺いたい。

議題 10：サハリン II 石油・天然ガス開発事業について

提案者：国際環境 NGO FoE Japan 渡辺瑛莉

背景：

6 月 16 日、国際協力銀行 (JBIC) は、市中銀行と共に、サハリン II 石油・天然ガス開発事業の事業主体であるサハリン・エナジー社 (以下、SEIC) と、総額 53 億ドルの融資契約 (JBIC：37 億ドル) に調印したと発表した。同事業においては、これまで国内外の環境団体や野生生物・油流出関係者、北海道のステークホルダーなどが、サハリン島や北海道及びオホーツク海の自然環境や社会に与える負の影響を懸念し、JBIC に融資を行わないように申し入れを行ってきた。それに呼応する形で、JBIC は、2004 年 10 月～2007 年 10 月まで「サハリン II フェーズ 2 にかかる環境関連フォーラム」を開催し、その場で、日本のステークホルダーと十分な議論が尽くされたとは言えないまでも、少なくとも、説明努

力を行ってきた。しかしながら、同事業では、以下の例に挙げるような未解決／未対応の問題が残されている。6月11日には、FoE Japanを始め、17団体がJBIC及び融資を検討していた市中銀行に対して、5月末から6月初旬の現地調査結果（モニタリングレポート）ⁱⁱも含め、融資を行わないように書状を提出した。それに対するJBICからの説明が何らなされないまま、融資契約の調印が発表された。

未解決／未対応の問題の例：

- ・ **パイプライン建設工事：**FoE Japan、現地NGOであるサハリン環境ウォッチ及び国際NGOのPacific Environmentの三者が行った上記、現地調査により、これまで同事業で指摘されてきたような環境への配慮を欠いた工事がいまだに継続していることが明らかになった。例えば、上記モニタリングレポートには、パイプライン埋め立て後の回復措置（表土を戻し、恒久的侵食防止構造を設置する）が施されておらず、土壌浸食、土砂崩れ、土砂の河川への流入が起こっている様子が数多く記載されている。このことは、SEICのコミットメントに違反しているⁱⁱⁱ。
- ・ **油流出対応計画：**6月12日にJBICと会合を持った際のJBICの説明によれば、油流出対応計画は、ロシア政府の承認を得なければいけないにもかかわらず、未だに承認を得ていないものが2つあるという。すなわち、現在のSEICの油流出対応計画は不完全なものである。
- ・ **生物多様性保全：**生物多様性を保全するためにBiodiversity Groupが設立され、「生物多様性行動計画」策定に向けた議論が、工事が9割終わった段階になってようやく開始され、第1回目の会合が昨年12月に開催された。そもそも我々及び日本の野生生物関係者は、このような計画はそもそも工事前に整っているべきものであると認識している。そればかりか、対策の構築が急がれる必要がある中、当初第2回目の会合が今年4月に予定されていたにも関わらず、開催時期が延期され、ようやく数週間前に生物多様性行動計画のドラフトが野生生物専門家の1人に送られてきたと承知している。
- ・ **SEICの対策立案・実施：**同事業は、工事の9割強が完成しており、それに伴い回復できない環境破壊がすでに起きている。これまでのSEICの環境への対応（不十分なEIAの作成、EIA補遺版作成の遅れと公開時期、BAPを含む対策確立案の遅れ、現在も繰り返されているパイプライン建設の問題など）は、JBICの環境社会配慮ガイドラインの基準を満たしておらず、またこれらの状況に鑑みれば、今後の環境対策実施にも不安が残らざるを得ない。

質問（1）上記例のように、同事業では、パイプライン工事における問題以外にも、油流出対応、絶滅危惧種及び希少種を含む生物多様性の保全、すでに起きてしまった環境破壊を回復する措置、社会影響を緩和する措置などの問題が残されている。NGOとしては、これらはいずれも重要な 이슈であり、SEICによって対応／解決されない限りJBICは融資を行うべきでなかったと考える。このように、未解決／未対応の問題が残る中、JBICがこのタイミングで融資契約を締結したことについて、財務省としてはなんら問題はなかったとお考えか。

質問（2）上記問題を含め、同事業の環境社会影響を懸念する市民に対し、JBICから相応の説明責任が果たされたとは言えないと考えるが、財務省のご見解はいかがか。

質問（３）今後継続して同事業における環境社会配慮及び対策の実施を確実にしていくためにはモニタリングが重要になってくる。JBIC は、事業の環境社会配慮は一義的には事業者が行うものとしているが、これだけ大規模なプロジェクトで環境にも多大な影響が及ぶ事業に関して、JBIC は融資機関の責任として、事業者による環境社会配慮について、適切にモニタリングを行い、環境社会配慮が不適切だと判断した場合は、融資機関としてのレバレッジを生かして、事業者に改善を求めていく（支払いを停止するなどの判断も含む）ものだと考える。そこで、事業者によるモニタリング報告については、その全てを公開するとともに、JBIC 自身が実査を行う場合は、その内容や結果に関する報告を公開することが有効でありまた重要だと考えるが、財務省の見解はいかがか。

ⁱ 世界銀行は2005年のグレンイーグルスサミットでクリーンエネルギー投資の枠組作りに任命されて以降も、再生可能エネルギーよりも化石燃料事業への融資を増加させている。2006年度、世界銀行は化石燃料採掘に対して前年度より93%増加。IFCも石油だけで75%増加させている。一方で、再生可能エネルギーや省エネルギーに対しては28～40%の増加にとどまる。

ⁱⁱ 以下の URL からご覧いただける。<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/sakhalin/pdf/20080611.pdf>

ⁱⁱⁱ 例えば「健康、安全、環境および社会活動計画（2007）」コミットメント表 2.5 土壌管理第 112 項では、パイプライン埋め立て後 20 日以内に上記の回復措置を完了していなければならないとしている。